

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第三条第四項に規定する同法第二条第三号の入出力装置を設置する税関の件

平成十一年十月一日財務省告示第三百一号

改正 平成十一年十月二十九日財務省告示第三百二十一号

改正 平成十六年七月十二日財務省告示第三百三十号

改正 平成十八年六月十九日財務省告示第二百五十四号

改正 平成十九年三月三十日財務省告示第一百十六号

改正 平成十九年六月二十九日財務省告示第二百二十八号

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第四項に規定する同法第二条第三号の入出力装置を設置する税関は、次の各号に掲げる税関以外の税関とし、平成十一年十月一日から適用する。

なお、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第四項に規定する同法第二条第三号の入出力装置を設置する税関の件（平成三年五月大蔵省告示第百八号）は、平成十一年九月三十日限り、廃止する。

一 東京税関東京外郵出張所

二 横浜税関川崎外郵出張所

三 神戸税関神戸外郵出張所

四 神戸税関境税関支署鳥取監視署

五 神戸税関境税関支署西郷監視署

六 大阪税関大阪外郵出張所

七 名古屋税関中部空港税関支署中部外郵出張所

八 門司税関博多税関支署福岡外郵出張所

九 門司税関厳原税関支署比田勝監視署

十 長崎税関五島監視署

十一 長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署

十二 沖縄地区税関那覇外郵出張所

改正文（平成十一年財務省告示第三百二十一号）抄

平成十一年十一月一日から適用する。

改正文（平成十六年財務省告示第三百三十号）抄

平成十六年八月一日から適用する。

改正文（平成十八年財務省告示第二百五十四号）抄

平成十八年六月二十六日から適用する。

改正文（平成十九年財務省告示第一百十六号）抄

平成十九年四月一日から適用する。

改正文（平成十九年財務省告示第二百二十八号）抄

平成十九年七月一日から適用する。